

第 18 回統計データの二次的利用促進に関する研究会 議事概要

- 1 日 時：平成 26 年 12 月 18 日（木） 10:00～12:00
- 2 場 所：総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者：廣松座長、縣委員、玄田委員、椿委員、安田委員
田家政策統括官、小森統計企画管理官、金沢調査官
《説明者等》
（株式会社ニッセイ基礎研究所）久我 准主任研究員
（独立行政法人統計センター）小林 統計情報・技術指導官、
《オブザーバー》
内閣府（統計委員会担当室、経済社会総合研究所）、総務省統計局、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、独立行政法人統計センター
《事務局》
総務省政策統括官（統計基準担当）統計企画管理官室（植松管理官補佐、山根主査）
- 4 議 題：（1）オーダーメイド集計について
（2）リモートアクセスを活用したオンサイト利用について
（3）指定委託法人の検討について（統計法附則第 17 条に基づく本則第 37 条の見直しの検討）
- 5 議事の概要及び意見等
（1）議題 1 第Ⅱ期基本計画における「二次的利用」の推進について
【①前半部分】
事務局から、資料 1 「統計データの二次的利用」の今後の取組（全体像・イメージ）」及び資料 2 「オーダーメイド集計の要件緩和に係る経緯・今後の進め方（案）」（前半部分）の説明及び株式会社ニッセイ基礎研究所の久我研究員へのヒアリングが行われた（ヒアリングにおいて言及された意見については、資料 1 の「3 オーダーメイド集計を利用した、又は、利用を検討した企業等の意見（D 社）」を参照）。ヒアリング後、意見交換及び質疑応答が行われた。

(意見交換及び質疑応答の概要)
○ 民間企業がオーダーメイドした集計表を利用する周期はどの程度か。ずっと使い続けるようなものであるのか、それとも、例えば、社内用のレポートに用いることができるようになったとして、1 年間程度で分析が終われば、集計表が外部に公表されても問題ないようなものであるか。（安田委員）
→ レポートの性質にもよるものと思われる。弊社のようなシンクタンクであれば、基本

的に外部へ発信するためのレポートを作成することが多く、学術研究と同様に当初から外部公表を前提としていると言える。一方、内部の事業計画のために作成するレポートであれば、短期の事業計画であれば単年度（1年間）、中期の事業計画であれば3年程度の利用期間になるものと思われる。（久我研究員）

→ 「どういった集計をするか」ということは、ノウハウが必要であり知的財産に相当すると言える。仮に、研究成果の公表義務を利用者に対して課す代わりに、数年経過後、例えば、利用から3年後に提供側（公的機関側）において集計内容を公開する取扱いとした場合に、利用者のノウハウは守られていると考えるか、それとも侵害されると考えるか。（安田委員）

→ 例えば、自動車業界では、5年後・10年後を見据えた事業計画を策定することがあると聞いており、業種によってノウハウを守るために必要な期間というのは異なってくると思われる。（久我研究員）

○ 中期的には、各企業の公的統計についてのコンピテンシーが上昇し均衡することになると思われるが、短期的にみて、公的統計データを活用した企業とそうでない企業とで競争力に著しい差（アンバランス）が生じるようなことが想定され得るか、また、それについてどのように捉えるか。（椿委員）

→ 単に統計データを得たからというより、何らかの仮説を立て分析した成果として競争力が上がるということだと思われる。このことは、一時的に競争力に差が生じることを認める根拠材料の一つになるものと思われるが、弊社意見の1点目で述べたとおり、「公的統計は、中長期の事業計画等の合理的意思決定を支える重要な指標である」とうたわれており、公的統計の活用の有無により競争力に差が生じることに問題はないのではないかと思われる。また、オーダーメイド集計については、利用者は料金の負担もしており、民間企業の立場としては、利用の結果生じる競争力のアンバランスについて、特段問題はないという印象を受ける。（久我研究員）

○ レポートや論文のような詳細なものではなく、誰がどのようなデータを利用したかという程度の情報は公開するというスタイルも考えられるが、これについてどのように思われるか。なお、人を対象とした臨床研究の分野では、公的機関による利用であっても民間企業による利用であっても、研究のサマリ（概要）は公衆がアクセスできる場所に登録するということが、国際的に義務付けられている。（椿委員）

→ データのニッチ具合によるものと思われ、例えば、生命保険会社が、独身者の生活に関するデータを探り始めたら独身者向けの商品開発を行おうとしていることを感付かれることになると思われる。しかしながら、公表に関するルールが予め明確になっていれば、それを前提とした利用をするということだと思う。（久我研究員）

○ 利用の際に社長の身分証明書の写しが求められるというのは、そこだけ切り取ると、社会常識とかなりかい離しているという印象を否めないものと思う。制度開始に当たり、悪意の利用もあり得ることを想定し、慎重な手続が必要という面から検討した結果と思われるが、シンクタンクによる学術研究目的の利用など、これまでの運用実績を踏まえ見直すことを考える時期ではないかという印象を受ける。例えば、研究員の過去の研究成果の提出や過去に違法な利用がないことの証明などの方法により、当該機関が「学術

研究の成果を公表している機関」であるということ判断することにより、身分証明書等の手続は簡素化することが考えられるのではないか。

(玄田委員)

- 利用者の存在確認のためというのが元々の趣旨であるが、指摘も踏まえ、煩雑になっている点については改善を図るよう検討してまいりたい。(事務局)
- 今年の9月に統計関連学会連合大会において、「統計データの二次的利用」に関するチュートリアルを開催した。聴講者のなかには、NPO 法人を主催するなど社会人教育を行っている方もおり、その方がオーダーメイド集計を利用したい場合に利用条件に合致するかという質問があった。ビジネス目的を認めるかというのが大きな論点になっているが、教育という切り口から、現行の「高等教育目的」という利用条件を「社会人教育」まで拡大するという観点も考えられるのではないか。(小林指導官)
 - ビジネス利用については、慎重に考える必要があるが、最終的には一定の条件下で認めるというのが全体として望ましいものと思われる。ビジネス利用にしても、学術研究にしても、正確なデータ分析が行われるということが重要であり、誤った内容の分析結果が広まることにより元々のデータ自体の信用が失われるということがあってはならない。民間企業へのヒアリング結果でも「利用者の裾野はそれほど広くはないのではないか」との指摘があった。シンクタンクなど一部の企業ではデータ分析を行える人材がいるが、まだまだ人数が少ないのではないかと危惧している。例えば、アメリカの労働統計によると、2012年で、産官学のうち学を除いた産官の分野で「統計家」と呼ばれるプロフェッショナルが2万7千人以上存在している。オーダーメイド集計の利用条件の緩和に関して、実現は難しいのではないかとと思われるが、データ分析スキルを有する人材を登録してもらい、そうした者の利用であれば認めるという仕組みも考えられるのではないか。(椿委員)

【②後半部分】

事務局から、資料2「オーダーメイド集計の要件緩和に係る経緯・今後の進め方(案)」(後半部分)の説明が行われた。説明後、意見交換及び質疑応答が行われた。

(意見交換及び質疑応答の概要)

- 「何が学術研究の発展に資するか」という点については、あまり狭い解釈をすると発展を阻害することになると思われる。学術研究の発展については、正に研究成果の蓄積により進んでいくことのほか、基盤形成により進んでいく面があり、基盤形成に重要なのが統計リテラシーの向上であるというロジックが考えられるのではないか。社会教育や初等教育、企業における研修であっても、将来的に統計リテラシーの向上に資するような利用であれば認めてもよいのではないか。また、統計リテラシーの向上につながるような利用であるかどうかについては、利用に関するしっかりと報告を求めることで担保するという考え方もできるのではないか。統計リテラシーの向上がなぜ重要であるかということについては、統計の利用を通じて国民の生活の向上を図るということだと思う。(玄田委員)

- 統計リテラシーの向上に関しては、公的機関としても考えていく必要があるとともに、統計検定のような民間の取組との連携も必要になるのではないと思われる。(廣松座長)
- 現行制度では、行政機関や公的機関による行政目的の利用は排除されているのか。仮に、自らが実施した統計調査以外のデータに基づく分析が阻害されているという状況であれば問題である。(縣委員)
- 統計法が改正された当時はあまり想定されていなかったが、実態として、行政機関による利用もある状況である。(事務局)
- 行政機関等の利用の場合、統計法第 33 条に基づき調査票情報自体の提供を受けることが可能である。一方、市町村などで、調査票情報の提供を受けても自らデータ分析を行うことが難しく、オーダーメイド集計の利用が必要となる場合もあり得ると考えられる。(廣松座長)
- 公的機関による利用実績の背景について説明すると、調査票情報の提供については手続上時間を要する場合があるが、オーダーメイド集計であれば比較的短期間で利用可能ということがあり、制度上想定されていなかった公的機関についてもオーダーメイド集計の利用を希望するケースがあったものである。(統計センター)
- 現行の運用上の取扱いについては、利用料金の負担と研究成果の公表という利用条件のコアな部分は満たす場合に利用を認めている。他でも議論になったところだが、法人利用の場合の代表者の身分証明書の必要性や料金の支払い方法(後払い(清算払い)を認めるか)などの手続面については、今後、明確化する方向での改善が必要と考えている。研究成果の公表義務等については、今後全体の議論の中で考える必要がある。(事務局)
- 統計センターからの説明で、調査票情報の提供については手続上時間を要する場合があるが、オーダーメイド集計であれば比較的短期間で利用可能との発言があったが、金銭のやり取りが生じるという点で、オーダーメイド集計の方が時間を要する面があると考えられ、また、無料の利用方法があれば、通常はそちらを指向するのではないかと。(厚生労働省)
- 実際に公的機関による利用があったケースについては、調査票情報の提供を受けたとしてもデータ分析を自ら行うことが技術的に困難であり、結局外注する必要性があったという事情によるものと聞いている。(事務局)
- 附随的な利用方法ではあるが、現行でも、統計成果物(オーダーメイドした集計結果)を一旦公表すれば、以降の利用は自由な面がある。利用条件の見直しに当たっては、これをより積極的に採用することで、先行者(利用者)の利益を確保しつつ、公益性の担保をとるわかりやすい仕組みとすることができないのではないかと。(安田委員)
- オーダーメイドの制度の PR にしっかりと取り組み、より多く利用してもらえるように努力することが必要である。利用条件の緩和の基本的な方向性については、概ね意見が一致していると思われるが、現行法令に基づき運用で広げるのか、それとも法令の条文まで見直すかという点については、この場ですぐに結論を出せるというものではないため、事務局でさらに詰めて、内容の具体化をしていただきたい。(廣松座長)

(2) 議題2 リモートアクセスを活用したオンサイト利用について

事務局から、資料3「リモートアクセスを活用したオンサイト利用のイメージ・今後の進め方(案)」の説明が行われた。引き続き、総務省統計局から、資料4「リモートアクセスを活用したオンサイト施設(構成イメージ)」の説明が行われた。説明後、意見交換及び質疑応答が行われた。

(意見交換及び質疑応答の概要)

- データの保管は各府省が行うこととなるのか。また、通信回線を通じての利用となるが、1調査でも複数年分で4TB以上にもなるデータもあるが対応可能か。最後に、データ分析用のソフトウェアの負担はどのように考えているか。(厚生労働省)
- データについては、関連ドキュメントも含めて、各府省から中央データ管理施設に寄託することを想定している。ソフトウェアについては、シンククライアントシステムであるため中央データ管理施設において全体管理することになる。導入するソフトウェアの種類や金銭的負担については今後の検討課題と認識している。(統計局)
- データ容量については、各府省から中央データ管理施設に寄託する段階では全データが必要となるが、個別の利用の際には利用者が必要とするデータだけを利用可能な状態にすることが可能である。(統計センター)
- 個々の利用においても数TB以上のデータを必要とするケースが、希少事例ということではなく存在するのが実態である。数TB以上のデータだと圧縮ファイルの解凍処理だけでも相当の時間がかかる。(厚生労働省)
- シンククライアントの場合、実際のデータ処理は中央データ管理施設で行い、各オンサイトの端末では計算結果が画面に表示されるのみので、膨大なデータ自体を通信する必要はない。ただし、中央データ管理施設のシステムには相応の性能が求められる。また、利用者のためには、複数の計算結果を比較することができるようにする必要がある。(安田委員)
- 事前審査が簡素化され試行錯誤的な研究が容易となることは、データの利用価値の向上と言う点で画期的である。利用者が拡大していくことも想定されるが、利用手続の際に利用者のスキルや経験に応じた配慮(リピーターと比較し、初の利用時においては慎重な対応をするなど)も考えた方がよいと思われる。(玄田委員)
- 「持ち出し」という用語からは、システム上シンククライアント端末からデータを抜き出すことが可能という印象を受ける。よって、普及のためには、別の表現を使ったほうがよい。また、行政機関等の利用も想定する必要はないか。(縣委員)
- 実際には、シンククライアント端末から直接データを取り出すことはシステム上できず分析結果は別途送付することが必要になる。また、オンサイト利用については、端緒に着いたばかりであり、行政機関等の利用については当面除外して考えた方がわかりやすいものと認識している。(事務局)
- 確認だが、オンサイト施設内にプリンターは設置しないということによいか。(安田委員)

- プリンターは設置しない予定である。(統計局)
- クライアント端末の画面の撮影禁止などのルールも整備する必要があると思われる。(椿委員)
- 大学側でのオンサイト施設設置に必要な負担は、基本的には各大学の概算要求事項になると思われるが、各大学が個別に要求しても認めてもらえるのは困難な面がある。このため、複数の大学が共同でプロジェクトを立ち上げるような対策が必要ではないか。(椿委員)
- その点については更に検討してまいりたい。(統計局)
- これから詳細は詰めていく必要があるが、全体として、オンサイト施設は政府共通的な基盤であって各府省がそれぞれ独自に整備するのは困難と考える。第Ⅱ期の基本計画においても統計センターの機能を最大限活用することが明記されており、総務省及び統計センターが中心となって更に進める必要があるとともに、各府省の協力も必要不可欠となるので、その点については是非協力をよろしくお願ひしたい。「リモートアクセスを活用したオンサイト利用」については、概ね皆様の了解を得られたと思うが、実際の運用開始ができるまではまだ道が長いので、取組の具体化を進めていただきたい。(廣松座長)

(3) 議題3 指定委託法人の検討について(統計法附則第17条に基づく本則第37条の見直しの検討)について

事務局から、資料5「指定委託法人の検討(統計法附則第17条に基づく本則第37条の見直しの検討)について(各府省等に対する意見照会結果と対応)」の説明が行われた。説明後、意見交換及び質疑応答が行われた。

(意見交換及び質疑応答の概要)

- 資料中「公的な統計調査の業務の民間委託はさらに拡大しており」との記述があるが、具体的なデータはあるか。(玄田委員)
- 「平成25年度 統計法施行状況報告」の資料編に「統計関連業務の民間委託の状況」としてまとめているので参照されたい。(事務局)
- 本件については、本研究会としても、現時点で特段の措置を講じる必要がないとの結論は妥当と判断する。ただし、当該結論については、本研究会の資料としてだけでなく、何らかのかたちで外部に公表することを検討していただきたい。(廣松座長)

(4) 次回開催予定について

- 次回については、各検討事項の進捗状況等を踏まえ、また各委員のご都合を照会させていただいた上で決定させていただきたい(事務局)

以上

≪文責：統計企画管理官付高度利用担当≫